

第12回 定期 総 会 議 事 録	
1、日 時	令和6年12月5日（木）
2、場 所	中津市役所 3階 大会議室
3、出席委員	1 番橋本委員、3 番坪根委員、4 番白木原委員、5 番奥委員、6 番高倉委員、7 番多村委員、8 番石川委員、9 番浦野委員、10 高橋委員、11 番松田委員、12 番北村委員、14 番江島委員、15 番梶原委員、最適化推進委員18名（細田、前田、上野、宮瀬、黒土、濱田、村本、萩原、徳永、尾家、長谷川、岩渕、北山、中島、矢野、樋口、臺、荒川、）
4、欠席委員	2 番田畑委員、13 番鷹崎委員、最適化推進委員（武信、山崎、立木、田中、新谷）
5、事務局	小出局長、片桐次長、井上、星野、上田
6、議 題	別紙議案書のとおり。
7、開 会	午前9時30分 開会を宣する。
8、署名委員	7 番多村委員、12 番北村委員
小出局長	それでは議事の方に入りたいと思います。資格の確認をさせていただきます。本日の出席委員は15名中13名の出席であります。農業委員会に関する法律第27条第3項の規定により過半数の出席となりますので、本会の成立といたします。議長よろしくお願い致します。
議 長	それでは、只今より令和6年第12回定期総会を開催致します。議事録署名委員は議長一任でよろしいでしょうか。
全委員	（異議なし）
議 長	それでは、議事録署名委員を7 番多村委員、12 番北村委員にお願いします。よろしくお願いします。
議案審議 議第1号 議 長	農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について 議第1号農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について、1 番2 番の調査の報告を奥委員お願いします。

5 番（奥）		1 番 2 番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。ご審議よろしく申し上げます。
議	長	ただいま 1 番 2 番について、調査の報告が奥委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員		（異議なし）
議	長	異議なしと認め、1 番 2 番について当委員会は承認と致します。それでは 3 番について、調査の報告を高倉委員にお願いします。
6 番（高倉）		3 番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。ご審議よろしく申し上げます。
議	長	ただいま 3 番について、調査の報告が高倉委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員		（異議なし）
議	長	異議なしと認め、3 番について当委員会は承認と致します。それでは 4 番 5 番について、調査の報告を徳永推進委員にお願いします。
徳永推進委員		4 番 5 番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。ご審議よろしく申し上げます。
議	長	ただいま 4 番 5 番について、調査の報告が徳永推進委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員		（異議なし）
議	長	異議なしと認め、4 番 5 番について当委員会は承認と致します。それでは 6 番について、調査の報告を長谷川推進委員にお願いします。
長谷川推進		6 番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。ご審議よろしく申し上げます。
議	長	ただいま 6 番について、調査の報告が長谷川推進委員よりありました

		が、異議はございませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	異議なしと認め、6番について当委員会は承認と致します。 それでは7番について、調査の報告を松田委員にお願いします。
11番(松田)		7番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。ご審議よろしくをお願いします。
議	長	ただいま7番について、調査の報告が松田委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	異議なしと認め、7番について当委員会は承認と致します。 それでは8番から10番について、調査の報告を北山推進委員にお願いします。
北山推進委員		8番から10番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。ご審議よろしくをお願いします。
議	長	ただいま8番から10番について、調査の報告が北山推進委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	異議なしと認め、8番から10番について当委員会は承認と致します。 それでは11番について、調査の報告を矢野推進委員にお願いします。
矢野推進委員		11番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。ご審議よろしくをお願いします。
議	長	ただいま11番について、調査の報告が矢野推進委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員		(異議なし)

議	長	異議なしと認め、11番について当委員会は承認と致します。
議案審議		
議第2号		農用地利用集積等促進計画（案）について
議	長	議第2号農用地利用集積等促進計画（案）の利用権設定について、1番の審議に入る前に白木原委員、岩渕推進委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。
		白木原委員、岩渕推進委員、退席。
議	長	それでは、農政課担当より説明をお願いします。
農政課（加来）		（農政課 担当 説明）
議	長	議第2号農用地利用集積等促進計画（案）の利用権設定について、農政課担当より説明がありましたが、異議はありませんか。
全委員		（異議なし）
議	長	異議なしと認め、議第2号農用地利用集積等促進計画（案）の利用権設定について承認と致します。 白木原委員、岩渕推進委員は入室してください。
		白木原委員、岩渕推進委員、着席。
議	長	続きまして、議第2号農用地利用集積等促進計画（案）の所有権移転について、農政課担当より説明をお願いします。
農政課（加来）		（農政課 担当 説明）
議	長	ただいま農用地利用集積等促進計画（案）の所有権移転について、農政課担当より説明がありましたが、異議はございませんか。
全委員		（異議なし）
議	長	異議なしと認め、農用地利用集積等促進計画（案）の所有権移転について承認といたします。

議案審議 議第3号 議 長	農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について 議第3号農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について、1番の調査の報告を橋本委員お願いします。
1番（橋本）	（1番の申請地の場所について説明） 1番について報告いたします。双方確認の結果、所有権移転売買で間違いありません。ご審議よろしくお願いします。
議 長	ただいま1番について、橋本委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め、1番について当委員会は許可と致します。 それでは2番3番について、調査の報告を宮瀬推進委員にお願いします。
宮瀬推進委員	（2番3番の申請地の場所について説明） 2番3番について報告いたします。双方確認の結果、所有権移転売買で間違いありません。ご審議よろしくお願いします。
議 長	ただいま2番3番について、宮瀬推進委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め、2番3番について当委員会は許可と致します。 4番の審議に入る前に黒土推進委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。
	黒土推進委員、退席。
議 長	それでは4番について、調査の報告を白木原委員にお願いします。
4番（白木原）	（4番の申請地の場所について説明） 4番について報告いたします。双方確認の結果、所有権移転売買で間違

		いありません。ご審議よろしくお願いします。
議	長	ただいま4番について、白木原委員より調査の報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	異議なしと認め、4番について当委員会は許可と致します。 黒土推進委員は入室してください。 黒土推進委員、着席。
議	長	5番の審議に入る前に奥委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。 奥委員、退席。
議	長	それでは5番について、調査の報告を白木原委員をお願いします。
4番(白木原)		(5番の申請地の場所について説明) 5番について報告いたします。双方確認の結果、所有権移転売買で間違いありません。
議	長	ただいま5番について白木原委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	異議なしと認め、5番について当委員会は許可と致します。 奥委員は入室してください。 奥委員、着席。
議	長	それでは6番から8番について、調査の報告を奥委員をお願いします。
5番(奥)		(6番8番の申請地の場所について説明) 6番から8番について報告いたします。双方確認の結果、所有権移転売買で間違いありません。ご審議よろしくお願いします。

議 長	ただいま 6 番から 8 番について奥委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、6 番から 8 番について当委員会は許可と致します。 9 番 1 0 番の審議に入る前に橋本委員が会議規則第 1 0 条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。 橋本委員、退席。
議 長	それでは 9 番 1 0 番について、調査の報告を多村委員をお願いします。
7 番 (多村)	(9 番 1 0 番の申請地の場所について説明) 9 番 1 0 番について報告いたします。双方確認の結果、所有権移転売買で間違いありません。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	ただいま 6 番から 8 番について多村委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。 黒土推進委員、挙手
議 長	はい、黒土推進委員
黒土推進委員	この方はここ 1 年で 3 町ほど農地を取得していますが、この前通りかかった時、全然保全管理がされてなかったので、こんなような状態なのに、これに続けてまた出して問題になるよりも、今まで 3 町くらい保全管理を少しでもしていただいて、なにかしてからするほうが良いのではないかと思います。このままでは耕作放棄地を増やしていくだけで、1 年あるけど何もまだしていないという状況で、1 枚とか 2 枚はしていますけど、3 町というのは異常な数値なので、一応半分でも保全管理をしていただいて、それからまた受理した方がいいと思います。そのままですとどんどん増えていくだけで前向き行かないと思うので、これを農業委員の範囲で協議をしてください。
議 長	ありがとうございます。この件につきまして、3 条の許可条件等を事務局説明をお願いします。

事務局（井上）	農地法第3条の所有権移転の許可の要件ということで説明いたします。許可することができないという要件がございます。その1つに、取得しようとする者がその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められない場合、この場合は許可することが出来ないと規定がございます。これ以外にも要件はあるのですが、今の話から言うとこれが該当すると思われます。なので、全ての農地、要は申請する農地だけでなく、他の農地、過去に取得した農地も含めて全ての農地をちゃんと使うという見込みあると確認出来なかったらですね、認められなかったらですね、許可できないということになります。以上です。
議長	はい、ありがとうございます。今、事務局の報告の通りであります。3条申請をするにあたりましては、所有する全ての農地を管理することが要件になっています。申請者の場合は今年に入ってからかな、去年からかな、だいたい三町歩の農地を取得していますが、いまだかつて耕作管理するということが全然見えてない状態にあります。これ以上、どんどんどんどん農地を買ってもその不耕作、耕作放棄の状況が続くようであれば、まわりの景観も悪いし、農業委員会としても許可できないのではないかと思います。本人が耕作の意思を示して耕作するようであれば、今後改善できれば、許可の方向に持っていこうと思いますが、今回のこの申請につきまして、本委員会は不許可とするよう…
	高倉委員、挙手
議長	はい、高倉さん
6番（高倉）	基本的にはおっしゃられる通りだと思います。しかし、この間ですね、申請者にどういう指導をしたのか、いきなり今回申請を受け付けて、だめですよではなくて、この間、農地の3条申請をしていきなり今回だめですというのは、本人としても納得できないのではないかと。また、個人的というか、一人の人があちこちである農地を買って、そういう農地がピシッと保全管理されているのかどうかそこらへんも含めて、議論しないと、ただこういった案件で、可否を写真も状況もない中で、打ち合わせされた感じの会議になっているのではないかと思います。
議長	今、高倉委員がそういう意見が出ましたけれど、この辺につきまして申請、いままで申請状況から指導等の話は…

6 番（高倉）	もうひとついいですか。
議 長	どうぞ。
6 番（高倉）	私個人は、今回の分は受付承認して、今後についてあれば、申請については受け付けませんよと。既に申請を受け付けて、審議になりました、ダメですよ、それでは申請者としても納得できない、この間の指導もまったくないまま、いきなりぼんとういうことではなかなか納得できないのではないかと。
議 長	私、こういう問題が出まして、今朝ほど現地を確認しました。かなり荒れている状態で、ひどい状態だと思います。たまたまそういう指摘がありましたので、このまま指摘を無視するのもいけないんじゃないかと私は思っています。賛否両論ありましようが、今回のこの件につきまして、農業委員さんの方に判断していただきたいと思います。本日この議案を不許可相当と考える委員の方は挙手をお願いいたします。
1 4 番（江島）	いいですか。
議 長	どうぞ。
1 4 番（江島）	保留はないのですか。
議 長	事務局、議案の保留は出来ますか。
小出局長	保留ということは一応可能ですけど、基準的には許可が不許可かということになると、当委員会、当総会においては、不許可相当ということが相当になる。保留自体がそういう認識になります。
議 長	保留ということは、当委員会、当総会としては不許可相当となると。
小出局長	不許可相当となる、保留になる。保留自体がそういう認識になります。
議 長	今言う不許可状態になるということです。
小出局長	要するに保留ということであったとしても、許可か不許可でしか出すことが出来ない。

議 長	だから、保留というのは不許可相当になるということで、その点を考慮しまして、もう一度挙手をお願いします。不許可と思われる方は挙手をお願いします。 坪根委員、白木原委員、奥委員、石川委員、浦野委員、高橋委員、松田委員、北村委員、江島委員挙手
議 長	9名。不許可多数ということで、当案件は不許可といたします。よろしいでしょうか。
6 番（高倉）	もう採決されたのですか。
議 長	はい。今後、本人が耕作意欲を見せて、やるということであれば。
6 番（高倉）	しかし、この間に一度でも農業委員会から指導してしたのかな。
議 長	その辺はどうでしょうか。
事務局（井上）	はい。回答します。今回の申請を受け付けるにあたりまして、申請をした行政書士の橋本さんにきちんとしてくださいというお願いをしております。本人さんから、それが出来ないということだったので、こちらとしては、草刈や耕作をしますよという誓約書を頂こうと思いお願いしたのですが、それも断られまして、それについては橋本行政書士から伺っております。誓約書については、法令上の形式的な要件ではありませんので、こちらとしては受け付けざるを得ませんでした。なので、この議案にアがっているという次第です。以上です。
議 長	わかりました。良いですか。当委員会は不許可ということで、本人の今後の改善を望むということでよろしいでしょうか。では、そういう結果になります。
前田推進委員	一件いいですか。
議 長	はい、どうぞ。
前田推進委員	この地区で類似の案件がたくさんあるでしょう。そういう方にも管理するようにちゃんと伝えるべきではないですか。

議 長	今後ともしっかりと管理するということでみなさん。
6 番（高倉）	ひとついいですか。
議 長	はいどうぞ。
6 番（高倉）	いまいったように、ひとりの人が一段の農地をあちこちで農地を取得するような案件も見受けられるようです。その一段の土地が今回のような案件だったらたまたま一団の土地で集中していますけど、ばらばらばらばら取得して農地を所有権移転して、適正な管理がされているかどうかもちょうど確認しないと申請者の方はその部分だけをもってですね。ひとりの人が持っているけど、何か所も持っているけど、その時は気付かないとなるとおかしいことになりかねないですよ。
議 長	先ほど職員の井上が申したように、みなさん3条の許可要件をよく加味して農業委員推進委員は農地の保全にあたっていただきたいと思います。お願いします。では、橋本委員、入室をお願いします。
	橋本委員、着席
議 長	11番の審議に入る前に多村委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。
	多村委員、退席。
議 長	それでは11番について、調査の報告を高倉委員をお願いします。
6 番（高倉）	（11番の申請地の場所について説明） 11番について報告いたします。双方確認の結果、所有権移転交換で間違いありません。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	ただいま11番について高倉委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め、11番について当委員会は許可と致します。

議 長 6 番（高倉）	多村委員は入室してください。 多村委員、着席。 それでは 1 2 番から 1 4 番について高倉委員に調査報告をお願いします。
6 番（高倉）	（1 2 番の申請地の場所について説明） 1 2 番について報告いたします。双方確認の結果、所有権移転贈与で間違いありません。 （1 3 番の申請地の場所について説明） 1 3 番について報告いたします。双方確認の結果、所有権移転売買で間違いありません。 （1 4 番の申請地の場所について説明） 1 4 番について報告いたします。双方確認の結果、所有権移転贈与で間違いありません。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	ただいま 1 2 番から 1 4 番について高倉委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め、1 2 番から 1 4 番について当委員会は許可と致します。 それでは 1 5 番について長谷川推進委員に調査報告をお願いします。
長谷川推進委員	（1 5 番の申請地の場所について説明） 1 5 番について報告いたします。双方確認の結果、所有権移転売買で間違いありません。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	ただいま 1 5 番について長谷川推進委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め、1 5 番について当委員会は許可と致します。

10番（高橋）	それでは16番について、調査の報告を高橋委員にお願いします。 （16番の申請地の場所について説明） 16番について報告いたします。双方確認の結果、所有権移転贈与で間違いありません。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	ただいま16番について高橋委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め、16番について当委員会は許可と致します。 それでは17番18番について、調査の報告を中島推進委員にお願いします。
中島推進委員	（17番18番の申請地の場所について説明） 17番18番について報告いたします。双方確認の結果、所有権移転贈与で間違いありません。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	ただいま17番18番について中島推進委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め、17番18番について当委員会は許可と致します。 それでは19番について、調査の報告を矢野推進委員にお願いします。
矢野推進委員	（19番の申請地の場所について説明） 19番について報告いたします。双方確認の結果、所有権移転贈与で間違いありません。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	ただいま19番について矢野推進委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め、19番について当委員会は許可と致します。

議案審議 議第4号 議 長	農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件について 議題4号農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件について、1番の調査の報告を橋本委員お願いします。
1番（橋本）	（1番の申請地の場所について説明） 1番について報告いたします。転用目的は駐車場用地です。雨水排水は自然浸透させ、オーバーフロー分は市道側溝に放流します。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	ただいま1番について橋本委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め、1番について当委員会は許可と致します。 2番の審議に入る前に橋本委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。
前田推進委員	橋本委員、退席。
議 長	それでは2番について、調査の報告を前田推進委員をお願いします。
前田推進委員	（2番の申請地の場所について説明） 2番について報告いたします。転用目的は共同住宅分譲用地（1区画）です。生活排水は下水道に接続します。雨水排水は隣接水路に放流します。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	ただいま2番について、前田推進委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め、2番について当委員会は許可と致します。 橋本委員は、入室してください。
前田推進委員	橋本委員、着席。

議 長	それでは3番について、調査の報告を白木原委員にお願いします。
4番（白木原）	（3番の申請地の場所について説明） 3番について報告いたします。転用目的は宅地敷地拡張用地です。雨水排水は地下浸透で処理することから周囲への影響はないものと思われます。ご審議よろしくお願いします。
議 長	ただいま3番について白木原委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め3番について当委員会は許可と致します。 それでは4番について、調査の報告を多村委員にお願いします。
7番（多村）	（4番の申請地の場所について説明） 4番について報告いたします。転用目的は貸駐車場用地です。雨水排水は地下浸透で処理することから周囲への影響はないものと思われます。ご審議よろしくお願いします。
議 長	ただいま4番について多村委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め4番について当委員会は許可と致します。 それでは5番について、調査の報告を浦野委員にお願いします。
9番（浦野）	（5番の申請地の場所について説明） 5番について報告いたします。転用目的は貸駐車場用地です。雨水排水は地下浸透で処理することから周囲への影響はないものと思われます。ご審議よろしくお願いします。
議 長	ただいま5番について浦野委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）

議 長	異議なしと認め 5 番について当委員会は許可と致します。
議案審議 議第 5 号 議 長	非農地証明願に関する件について 議第 5 号の非農地証明願に関する件について事務局より 1 番から 9 番まで説明をお願いします。
事務局（上田）	議案朗読
議 長	ただいま非農地証明願に関する件について事務局より説明がございましたが異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議はございませんので非農地証明願に関する件について当委員会は承認と致します。
議案審議 議第 6 号 議 長	その他議案について 議題 6 号その他について事務局説明をお願いします。
小出局長	（別紙議案のとおり）
議 長	それでは総括を進めたいと思います。 議第 1 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知に関する件について、当委員会は承認といたします。 議第 2 号、農用地利用集積等促進計画（案）について、当委員会は承認といたします。 議題 3 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について、当委員会は許可といたします。 議題 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について、当委員会は許可といたします。 議題 5 号、非農地証明願に関する件について、当委員会は承認といたします。

議 長	以上でございます。長い時間、審議ありがとうございました。 以上を持ちまして、第12回定期総会を閉会いたします。
------------	---